

不当なボーナスカットを許さない！

反撃の闘いを更に強化しよう！！

今回の年末手当において、2名の組合員が不当なカットを受けました。2名ともこれまでに不当なボーナスカットを受け、大阪地裁に提訴し、本人訴訟で闘っています。この間の闘いで明らかにしてきましたが、本人訴訟の闘いでデタラメな報告をした現場管理者が法廷の場に呼ばれ、証言台に立ってカットした組合員から追及されしどろもどろになっています。

あるいは、いい加減な注意を言った管理者に対して、もしカットがあれば裁判しますと主張した組合員に「脅迫行為、不適切な発言」だとして不当にも口頭注意をしました。会社は「裁判の自由」すら認めないようにするなど、これまでの私たちの闘いにピリピリしています。

今回のボーナスカットは、これまでの裁判闘争に対する報復であり絶対に許すことはできません！

当然、2名の組合員は査定期間中、責任事故、出勤遅延、労働災害等は一切起こしていません。会社による、理由なきカット、恣意的なカットには職場から反撃の闘いをつくりだしていきましょう！

2名の組合員は、不当なカットに対して現場管理者にその理由を聞きに行きましたが、現場管理者の対応は「総合的判断です」「勤務成績に基づいて」と裁判を意識した対応になっています。管理者は注意指導をしたというなら逃げ回らずに堂々とその内容を明らかにするべきです。

「竹本本人訴訟」は来年1月25日に、「前田本人訴訟」は3月24日に判決がでます。「渡邊本人訴訟・4人組共同訴訟」の渡邊本人訴訟は4人組共同訴訟と併合となり、4人組共同訴訟については12月7日に準備書面による論点整理が始まりました。今後、現場管理者への証人尋問へと進んでいきます。全組合員の闘いにより、職場から不当なボーナスカットをなくしていきましょう！！